

レンタカー等二次交通整備事業助成金 Q & A

(令和6年8月22日現在)

- Q 1. 駐車場を複数区画申請する場合、申請書は1区画につき1枚必要か。
- A 1. 1区画あたりの月極駐車料金がそれぞれ同額ならば、複数であっても1枚の申請書で可とする。その場合、添付書類についても1区画あたりの価格がわかるように余白等に記載すること。
- Q 2. 申請書を複数枚提出する場合、納税証明書は全て原本の添付が必要か。
- A 2. 福井県観光誘客課に原本とコピーを提出し、コピーに、原本と相違ない旨の証明を受けければ、コピーを添付しても差し支えない。
なお、コピーへの証明を受けたい場合は、事前に福井県観光誘客課に電話連絡を行うこと。
福井県観光誘客課 電話 0776-20-0380
(担当：二次交通担当 橋本)
- Q 3. レンタカー店を移転した。新店舗は借り上げた駐車場に設置しているが、助成の対象となるか。
- A 3. 新幹線開業に向けレンタカー、カーシェアを増台させる事業の趣旨に則り、移転先店舗において旧店舗よりも台数が増えた場合は、増加分が助成の対象となる。
- Q 4. レンタカー店を新規出店した。借り上げた土地に店舗と駐車場があり、賃貸借契約金額に駐車場部分だけでなく、店舗部分も含まれている。この場合は助成対象経費をどう算出したらよいか。
- A 4. 本事業は駐車場料金の支援であることから、駐車場ではない店舗等の部分を面積案分で除外すること。この際、面積算出の根拠図面を添付すること。
- Q 5. 助成対象期間を年度途中までとしており(例：4月～9月)、契約が満了し更新する予定である。更新後も助成を申請したい場合、どうしたらよいか。
- A 5. 更新後に改めて助成金交付申請書兼実績報告書および請求書(様式第I-1号)、更新後の賃貸借契約書の写し等を協会に提出すること。なお、当初交付申請時に契約更新を想定している場合は、契約更新後の期間も含めて申請すること。
- Q 6. 来年度以降もレンタカー、カーシェア保管場所の助成を実施するのか。
- A 6. 未定である。
- Q 7. カーシェア導入費用助成について、令和6年度はないのか。
- A 7. 令和6年度はカーシェア導入費用助成を行わない。

- Q 8. 助成金交付申請書兼実績報告書および請求書（様式 I - 1 号）の添付書類の中に「領収書または通帳の写し」とあるが、直近の申請月までの振込したことがわかるものでよいか？
- A 8. よい。ただし、残りの月分については、最終月の支払い完了後にまとめて提出すること。例えば、8 月中に4月から12月までの助成金を交付請求し、9月から12月までの支払いを済ませていない場合は、4月から8月利用分の支払いがわかるものを提出すること。12月分までの支払いが完了次第、残りの月の支払いがわかるものをまとめて提出すること。